

盛岡市道の駅基本計画作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

平成 28 年 5 月 9 日 盛岡市

盛岡市（以下「発注者」という。）が実施する「盛岡市道の駅基本計画作成業務委託」に係る委託候補者の選定に関し、この公募型プロポーザル実施要領に基づき、企画提案の選定を行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行う。

1 業務の概要

(1) 名称

盛岡市道の駅基本計画作成業務委託

(2) 目的

盛岡市渋民地区に整備を予定している道の駅について、地域課題や周辺状況に対応し、住民意向や利用者ニーズに沿った整備を計画的、総合的に推進する基本計画を作成することを目的とする。

(3) 発注者

盛岡市

(4) 委託期間

契約の日から平成 29 年 3 月 24 日（金）まで

(5) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(6) 採択件数及び提案上限額

採択件数 1 件 提案上限額 6,390,360 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案者の資格要件

プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者）（以下「提案者」という。）は、次に掲げる資格要件（以下「資格要件」という。）のいずれにも該当する者とする。なお、個人での応募は認めない。

(1) 日本国内に本社、支営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて発注者を訪問可能なこと。

(2) 法人及びその他団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされ

ている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
ウ 5の(1)の提出期限の日までに、発注者からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者。

エ 役員等が、盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 9 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条第 2 号の暴力団員のいずれかに該当する者、またはいずれかの利益となる活動を行っている者。

オ 直近の国に納付すべき法人税，消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税，固定資産税及び都市計画税を滞納している者。

3 提案書類

(1) 企画提案申込書（様式第 1－1 号） 1 部

※ グループでの申請の場合，グループ申請構成書（様式第 1－2 号）を提出してください。

(2) 提案資格を有していることを証明する書類 正本 1 部，副本 6 部

ア 法人登記簿の謄本

イ 定款又は寄附行為

（全て複写。法人以外の団体にあつては，これらに相当する書類）

ウ-1 直近の国に納付すべき法人税，消費税及び地方消費税の納税証明書

（法人以外の団体にあつては，これらに相当する書類）

ウ-2 直近の盛岡市に納付すべき法人市民税，固定資産税及び都市計画税の納税証明書

（法人以外の団体にあつては，これらに相当する書類）

※直近とは納付期限が到来しているものを指す。

ウ-3 直近の国税又は市民税等の納税義務がない場合は，その理由を記載した申立書（様式第 2 号）

(3) 申請する法人の役員等名簿（様式第 3 号） 7 部

(4) 事業計画書（様式第 4 号） 7 部

(5) 事業予算書（様式第 5 号） 7 部

(6) 組織等に関する調書（様式第 6 号） 7 部

(7) 業務実績調書（様式第 7 号） 7 部

※ 官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載すること。

また，必要に応じて，実績内容が分かる資料を添付すること。

(8) 業務実施体制調書（様式第 8－1 号） 7 部

業務実施体制 責任者の経歴等調書（様式第 8－2 号） 7 部

業務実施体制 担当者の経歴等調書（様式第 8－3 号） 7 部

(9) グループの代表者，代表権限，意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類（グループでの申請の場合のみ） 7 部

※ グループで申請する場合、(2)、(3)、(6)及び(7)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について、提出すること。

4 企画提案にかかる留意事項

次のいずれかに該当する企画提案書は、これを無効とする。

- (1) 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの。
- (2) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの。
- (3) 業務委託の提案上限額を超えるもの。
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの。
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの。
- (6) 提出期限を過ぎて提出されたもの。
- (7) その他、プロポーザルに関する条件に違反しているもの。

5 提案書類の受付

(1) 受付期間

平成28年5月9日（月）から平成28年5月31日（火）まで（必着）
（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）

(2) 提出場所

盛岡市玉山総合事務所2階（盛岡市渋民字泉田360番地）
盛岡市玉山総合事務所総務課 電話019-683-2116（直通）

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留、レターパック）。

6 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けするものとする。質問書（様式A）に必要事項を記入の上、電子メールにてワードファイルで提出すること。

(1) 質問受付期間

平成28年5月9日（月）から5月18日（水）まで

(2) 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、平成28年5月25日（水）までに盛岡市公式ホームページ等へ掲載し、公表する。（盛岡市ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>）

(3) 提出先

後述の「問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出すること。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査 書類審査

応募者が5者以下の場合、資格の審査のみ実施する。

応募者が6者以上の場合、提案内容の審査を含めて実施し、5者に選考する。

イ 二次審査 応募者によるプレゼンテーション及び応募者への口頭質問(ヒアリング)による審査。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

ア 類似等業務実績

イ 業務執行体制及び事業スケジュール等

ウ 提案内容等

エ 事業予算額積算の妥当性・経費削減の工夫等

オ プレゼンテーションの総合評価 (二次審査のみ)

カ その他 加点対象となる優れた要素等

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページ等へ掲載し、公表する。

(4) 審査日程 (予定)

ア 公募の周知 5月9日(月)

(盛岡市ホームページ掲載, 公募資料等配布)

イ 提案書類の受付期間 5月9日(月)～5月31日(火)

ウ 質問の受付期間 5月9日(月)～5月18日(水)

エ 一次審査の実施 6月3日(金)(予定)

オ 二次審査の実施 6月10日(金)(予定)

※二次審査の日時等の詳細は、提案者に対し、別途通知する。

カ 審査結果の通知 6月下旬

キ 審査結果の公表 6月下旬

8 その他, 提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる一切の費用(質問書の作成及び提出並びに口頭質問による審査会への出席, 書類の作成及び提出等)は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却しないものとする。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合があります。

(3) このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

(4) 公募資料等の配布

公募資料等を平成 28 年 5 月 9 日（月）から 5 月 31 日（火）まで盛岡市玉山総合事務所総務課で配布する。また、盛岡市公式ホームページにおいてもダウンロード配布を行うこととする。（なお、基本計画作成の際の参考資料となる平成 27 年度に発注者で作成した基本構想については、著作権上、ホームページ等での配布制限がある内容が含まれていることから、盛岡市玉山総合事務所総務課での直接又は郵送による貸出提供を行うこととする。郵送を希望する場合は、送付先等を記載し、下記、電子メールアドレスまで連絡するものとする。）

(5) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

(6) 契約方法等

ア 契約は、随意契約とし、第 1 順位者（複数の者が共同で提案した場合にあっては、その代表者）から見積書を徴収して契約書を作成することとする。

イ 契約の内容となる仕様書は、第 1 順位者が提出した企画提案書等を基に作成することとするが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、発注者と第 1 順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、第 1 順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

ウ 第 1 順位者（(6)のイの第 1 順位者との協議が整わなかった場合にあっては、協議が整った補欠順位者）は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付するものとする。ただし、盛岡市財務規則（昭和 46 年規則第 33 号）第 125 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(7) 提案申込書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、取下書（様式第 9 号）を提出するものとする。

9 問い合わせ先

盛岡市玉山総合事務所 総務課 地域政策担当

住所 〒028-4195 盛岡市渋民字泉田 360 番地（玉山総合事務所 2 階）

電話 019-683-2116（直通） F A X 019-683-1130

電子メール tm.soumu@city.morioka.iwate.jp